

岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付実施要領

[平成31年4月1日制定]

[令和元年12月20日改定]

[令和2年12月22日改定]

[令和4年4月1日改定]

[令和5年4月1日改定]

[令和5年6月23日改定]

[令和6年4月1日改定]

[令和7年4月1日改定]

1 総 則

この要領は、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

2 支給対象者

要綱第2条第3項に定める移住支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 次に掲げる事項の全てに該当すること。この場合において、東京圏（条件不利地域を除く。）に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者の当該通学期間は、通勤期間とみなすことができる。

ア 県内の市町村に転入届をする直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 県内の市町村に転入届をする直前に、連続して1年以上、東京23区内に居住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に居住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤をしていたこと（ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間については、県内の市町村に転入届をする3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

(2) 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住支援金を支給する市町村に転入したこと。

イ 県が移住希望者に対して移住支援事業の詳細を公表した後に転入したこと。

ウ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

エ 転入先の市町村に、移住支援金の支給申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

オ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

キ 過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し18歳以上となり、申請した場合等で、県及び市町村が認める場合を除く。

(3) 要綱第2条第3項第4号に掲げる者以外の者にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項に該当すること。

ア 要綱第2条第3項第1号に掲げる者 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏（条件不利地域に限る。）に所在すること。
 - (イ) 就業先が国の移住支援事業に係る都道府県が運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載されている求人のうち、当該都道府県が移住支援金の支給対象として指定している求人であること。
 - (ウ) 3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
 - (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業等に就業していること。
 - (オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - (カ) 当該就業する中小企業等に、移住支援金の支給申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - イ 要綱第2条第3項第2号に掲げる者 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏（条件不利地域に限る。）に所在すること。
 - (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象企業等に就業していること。
 - (ウ) 当該就業先に、移住支援金の支給申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
 - ウ 要綱第2条第3項第3号に掲げる者 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (ア) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (イ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - エ 要綱第2条第3項第5号に掲げる者 移住支援金の支給申請日以前の1年以内に起業支援事業に係る補助金の交付決定を受けていること。
- (4) その他知事が移住支援金の支給対象として不適当と認めた者でないこと。

3 補助対象経費等

要綱第3条第2項に規定する補助対象経費は、次のとおりとする。

(1) 移住支援金

2に規定する支給対象者の申請に基づき、市町村が当該市町村へ複数世帯又は単身世帯で移住する際にかかる経費に対して支給する補助金とする。また、基準額の欄に掲げる「複数世帯」とは、次に掲げる全ての事項を満たすものをいう。

18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算額を算定するときは、申請日が属する年度の4月1日時点において当該世帯員が18歳未満であることを満たすこととする。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。

- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも県が移住希望者に対して移住支援事業の詳細を公表した後に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- カ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合等で、県及び市町村が認める場合を除く。

4 補助対象経費の算定基準

市町村が3月31日までに支給を完了している移住支援金をもって算定する。

5 補助金の額の確定

知事は、市町村における補助事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを要綱第10条による実績報告書及び事業完了確認書（別記第1号様式）により調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村に別記第2号様式により通知する。

6 補助金の返還

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が要綱第12条に該当する場合にあっては、移住支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、移住支援金の申請日から3年以上5年以下の期間内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合は、移住支援金の半額の返還を請求するものとする。

7 補助金交付者の現況に係る報告

市町村は、移住支援金を支給した者が、要綱第12条各号に掲げる事項のいずれかに該当するかどうか調査し、支給した翌年度から起算して5年間、別記第3号様式により毎年5月末日までに県へ報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成31年4月1日以後に県内に転入する者に適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年12月20日以後に県内に転入する者に適用し、同日前に県内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月22日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年12月22日以後に県内に転入する者に適用し、同日前に県内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日以後に県内に転入する者に適用し、同日前に県内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年4月1日以後に県内に転入する者に適用し、同日前に県内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年6月23日から施行する。
- 2 この要領は、令和5年6月23日以後に県内に転入する者に適用し、同日前に県内に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。